

災害と女性
伝えておきたい
被災地の現実

10月22日に開催された黒潮町民大学第3講座では防災講演会として、NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ代表の正井礼子さんを講師に招き、災害と女性を主なテーマとして阪神・淡路大震災の実体験から被災社会の現状について、災害が起きたとき私たちの暮らしは、まちはどうなるのかなど、貴重なお話を伺いました。講演の内容は次のとおりです。



講師の正井礼子さん

【講演内容抜粋】
「災害が発生するとその社会の一番弱いところが明らかになり

かになります。その一つが震災で女性が男性より1000人多く亡くなったことであり、また、劣悪な住居環境で暮らしていた女性も多かったため、安全な住居を持つことができず建物の倒壊により亡くなっています。

阪神・淡路大震災については多くの報道がされましたが、ほとんど取り上げられなかったのが女性への被害についてです。

災害が起こると生活環境が悪化する中で男女とも復興作業と生活維持のために大きなストレスを抱えます。その矛先が女性や子どもへ向けられ暴力が多発し、大勢で寝泊りする避難所の体育館や校庭の死角では、子どもやボランティアの若い女性までも性被害にあいました。加害者も被害者も同じ被災者だからと、被害にあっても訴えられない状況があり、現在でもその心的後遺症に悩む女性は多くいます。

被災者の人権には女性の人権が含まれていないことが問題で、被害後に女性が直面する問題を予測して復

興計画に女性の視点を盛り込む必要があると思います。

現場の避難所ではこの視点をしっかりと持ち、性別に配慮した避難所の設計、女性を被害から守るため街灯の復旧工事や夜間照明、その他にも妊婦や乳幼児を抱えた女性への配慮などをきちんとマニュアルに盛り込む必要があります。

女性であるがゆえにさまざまな被害にあうことがないよう、安心して暮らせる男女平等の社会に向け、まだまだ取り組みが必要です。

災害は、いつ私たちの身に降りかかるかわかりません。過去の災害等の経験から学び、防災には男女のニーズの違いに配慮した取り組みが必要だと思います。

また、防災は常日頃の取り組みから始まり、震災の時、急に充実する訳でもありません。防災のために何ができるか、日ごろから助け合う人間関係をつくり、阪神・淡路大震災の被災地の実態から、来たる南海地震に対して何をすべきか、それぞれに考え、減災に向けてできることから備えていきましょう。

住宅用火災警報器 設置期限迫る!!

住宅用火災警報器を一般家庭では平成23年5月31日までに設置しなければなりません。(新築や改築をする住宅は平成18年6月1日から設置が義務化されています。)

住宅火災による死者は、6割以上が逃げ遅れによるものであり、発生時間は就寝時間に集中しています。更に死者の6割以上が65歳以上の高齢者となっていて、今後、高齢化の進展と共に更に死者数の増加も懸念されることから、その対策として各家庭に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

設置期限まであと半年となっておりますので、1日でも早い設置をお願いします。

なお、住宅用火災警報器は右の設置イメージ図のように、寝室及び1階以外に寝室がある場合はその階の階段上に設置してください。また、義務ではありませんが、台所などへの設置もお奨めします。



●このページの記事に関するお問い合わせは、以下をお願いします。

【本庁】総務課 消防防災係 ☎43-2112(直通) 【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113(直通)